

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡益城町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第679号**

平成17年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集期間及び応募資格が定められ、かつ、試験期日、試験場並びに連絡先の位置及び名称を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき告示する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 受付期間
  - (1) 男子
 

年間を通じ実施する。ただし、平成18年3月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施する。
  - (2) 女子
 

平成17年8月1日（月）から同年9月8日（木）まで（締切日必着）。ただし、平成18年3月高等学校卒業予定者及び中等教育学校の後期課程修了予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施する。
- 2 応募資格
  - (1) 男子
 

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
  - (2) 女子
 

日本国籍を有し、平成18年4月1日現在、18歳以上27歳未満の女子
- 3 試験期日
  - (1) 男子
 

受付時に指定する。ただし、平成18年3月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、平成17年9月16日（金）以降に実施する。
  - (2) 女子
 

平成17年9月25日（日）及び26日（月）。ただし、地域によっては、筆記試験を除く試験種目の一部について期日を別に指定する場合がある。
- 4 試験場
 

受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 連絡先の位置及び名称

位 置	名 称	電 話 番 号
熊本市大江四丁目2番21号	自衛隊熊本地方連絡部 (募集課)	096-366-1271
熊本市大江四丁目2番21号	熊本分駐所(大江) (熊本地区)	096-366-1274
熊本市神水一丁目3番7号	熊本募集案内所(県庁前) (熊本地区)	096-384-6330
宇土市北段原町70番地1	宇城募集案内所 (宇城・上益城地区)	0964-23-2047
玉名市中1908番地2	玉名募集事務所 (荒尾・玉名地区)	0968-72-4211
山鹿市山鹿417番地1	山鹿募集事務所 (鹿本地区)	0968-43-7457
菊池市大琳寺239番地	菊池分駐所 (菊池地区)	0968-24-2772

八代市花園町 17 番地 11	八代出張所 (八代地区)	0965-33-7001
水俣市大園町一丁目 11 番 5 号	水俣募集事務所 (水俣・芦北地区)	0966-63-5863
人吉市中青井町上青井田 320 番地 13	人吉募集事務所 (人吉・球磨地区)	0966-22-4704
本渡市太田町 5 番地 13 号	天草駐在員事務所 (本渡・天草地区)	0969-22-3349
阿蘇市黒川 2138 番地 2	阿蘇募集事務所 (阿蘇地区)	0967-34-0348

**熊本県告示第 680 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 調達する特定役務の名称等

## (1) 名称

熊本県新財務会計システム開発及び運用・維持管理業務

## (2) 概要

熊本県新財務会計システムの開発から、稼動後のヘルプデスク業務、システム稼動維持業務等を総合的に委託する。

## 2 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

## (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班(熊本県庁本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111 内線 6349・6350

## (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成17年5月20日(金)から平成17年6月10日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年9月30日までとする。

## (6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

**熊本県告示第 681 号**

昭和61年熊本県告示第260号の7(熊本県阿蘇みんなの森の区域)の一部を次のように改め、公布の日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「阿蘇郡阿蘇町大字蔵原字高塚1592の1、1592の3、1592の4、1594の2、1594の3、1594の4、1594の5、1594の6及び1594の7並びに字東岩狩1236の一部」を「阿蘇市蔵原字高塚1592番1、1592番3、1592番4、1594番2、1594番3、1594番4、1594番5、1594番6及び1594番7、字東岩狩1215番7並びに字下大久保1401番8」に改める。

**熊本県告示第 682 号**

平成4年7月17日熊本県告示第513号の一部を次のように改正し、告示の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用する。ただし、同日前の期間に係る補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

最低限度額	最高限度額
4,243 円	13,158 円
5,065 円	13,158 円
5,954 円	13,158 円
6,664 円	16,212 円
7,140 円	19,035 円
7,262 円	21,484 円
7,067 円	22,600 円
6,439 円	23,769 円
6,026 円	23,392 円
4,323 円	21,025 円
4,140 円	16,299 円
4,140 円	13,158 円

を

最低限度額	最高限度額
4,313 円	13,301 円
5,150 円	13,301 円
5,979 円	13,367 円
6,701 円	16,562 円
7,193 円	19,553 円
7,309 円	21,926 円
7,164 円	23,184 円
6,622 円	23,609 円
6,127 円	23,607 円
4,370 円	20,648 円
4,160 円	14,366 円
4,160 円	13,301 円

に改める。

**熊本県告示第 683 号**

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和34年熊本県条例第44号）第15条第2項第2号並びに熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和62年熊本県規則第28号）第2条及び第3条並びに熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成2年熊本県教育委員会規則第22号）第2条及び第3条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を別紙のように定め、平成16年4月1日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成2年10月から平成16年3月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成2年10月1日から平成16年3月31日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

なお、平成16年6月25日告示第691号は、廃止する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(別紙)

期間の区分	医師、歯科医師 又は薬剤師とし ての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
平成2年10月1日から 平成3年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.32	1.33	1.36	1.28	1.23	1.18
	学校薬剤師の率	1.36	1.30	1.26	1.19	1.17	1.15
平成3年4月1日から 平成4年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.18	1.28	1.31	1.24	1.19	1.15
	学校薬剤師の率	1.20	1.24	1.21	1.15	1.13	1.11
平成4年4月1日から 平成5年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.11	1.22	1.26	1.20	1.16	1.11
	学校薬剤師の率	1.12	1.16	1.15	1.10	1.10	1.08
平成5年4月1日から 平成6年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.07	1.18	1.23	1.17	1.13	1.09
	学校薬剤師の率	1.07	1.11	1.11	1.07	1.07	1.05
平成6年4月1日から 平成7年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.04	1.15	1.20	1.15	1.11	1.07
	学校薬剤師の率	1.04	1.08	1.09	1.05	1.05	1.04
平成7年4月1日から 平成8年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.03	1.14	1.19	1.13	1.10	1.06
	学校薬剤師の率	1.03	1.07	1.07	1.04	1.04	1.02
平成8年4月1日から 平成9年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	1.00	1.00	1.04	1.00	0.99	0.98
	学校薬剤師の率	1.00	1.00	1.03	1.00	1.00	0.99
平成9年4月1日から 平成10年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	0.99	0.99	1.03	0.98	0.98	0.97
	学校薬剤師の率	0.99	0.99	1.02	0.98	0.98	0.98
平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	0.98	0.98	1.02	0.97	0.97	0.97
	学校薬剤師の率	0.98	0.98	1.01	0.98	0.97	0.97
平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	0.98	0.97	1.01	0.97	0.97	0.97
	学校薬剤師の率	0.98	0.97	1.00	0.97	0.97	0.97
平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	0.98	0.97	1.01	0.97	0.97	0.97
	学校薬剤師の率	0.98	0.97	1.00	0.97	0.97	0.97
平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	0.98	0.97	1.01	0.97	0.97	0.97
	学校薬剤師の率	0.98	0.97	1.00	0.97	0.97	0.97
平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	0.98	0.97	1.01	0.97	0.97	0.97
	学校薬剤師の率	0.98	0.97	1.00	0.97	0.97	0.97
平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	学校医及び学 校歯科医の率	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
	学校薬剤師の率	1.00	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99